

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成26年3月10日(月)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	安藤洋一
	委員	水野智見	委員	伊藤俊一
	委員	中村英子	委員	奥田信宏
	委員	大原龍彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	産業建設部長	水野久夫	産業建設部長兼 産業部まちづくり 課長	志治正弘
	土木農政課長	伊藤保彦	消防長	大橋清
	消防次長兼 消防署長	坪井利親	消防本部長兼 総務課予防課長	伊藤啓二
職務のため 出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第11号	蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について		
	議案第12号	蟹江町消防団設置条例の全部改正について		
	議案第14号	蟹江町手数料条例の一部改正について		
	議案第15号	蟹江町道路占用料条例の一部改正について		
	議案第16号	蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について		

○委員長 黒川勝好君

皆さん、こんにちは。

3月に入りましてはまだ寒い日が続いておりますが、お体には十分気をつけていただきたいと思います。

ただいまより定刻に達しましたので、防災建設常任委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日の欠席の届けはございません。定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されております案件は、5件でございます。慎重に審査をお願いいたします。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

審議に入る前にお諮りをいたします。

付託案件の審査順位につきましてではありますが、お手元に配付した次第書に記されておりますように、最初に建設に関する案件、議案第15号の審査を行い、最後に消防に関する案件、議案第11号、議案第12号及び議案第14号並びに議案第16号の審査を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本日の会議はお手元に配付した次第により行います。

これより審議に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきよう、よろしくお願いをします。

それでは、最初に、議案第15号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに審議に入ります。

議案第15号ですが、ございますか。

○委員 奥田信宏君

占用料条例というのは土地そのものには消費税かからないですよね。占用料だからかかる

のか、かける基準というのはどういうんですかね。

○土木農政課長 伊藤保彦君

今、奥田委員が言われましたとおり、道路占用料は土地の貸し出しに対する対価にかかってまいります。したがってその占用期間が1カ月以上超えますとそれには消費税はかかってまいりません。しかし、消費税法施行令第8条には土地の貸し付けから除外される場合として、貸し付ける期間が一月に満たない場合は変更除外ということになってございますので、1カ月未満については消費税がかかるということでございます。しがたいてまして、今回一部改正に伴い変更を出させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

1カ月、よくわからない、1カ月未満ではかかるんでしょ。だから占用料って1カ月未満なの。

○土木農政課長 伊藤保彦君

本来、占用されます物件、例えば、電柱、NTTだとか、電柱線だとか、つきましては年間を通して道路に占用するものですから、それについては消費税はかかりませんが、例えば、家屋を新築される場合に、そこに足場なんかをかけたいたいというような申請が出た場合、1カ月以内の申請が出れば、その平米数に応じて消費税を掛けたものを徴収するわけでございますが、ただ、今のところ1カ月で足場を組んですぐ取り外すようなことは余りございませんので、大体3カ月ぐらい大体足場ですと家を新築するのにかかりっ放しになりますので、これにも消費税はかかっておりませんが、今言う1カ月以内の申請が出れば、それに対しまして、その平米数に応じた消費税をかけさせていただくということでございます。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

そうすると実際問題は、この占用料に関しての消費税かかったケースというのはあるの。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ここ数年はございません。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたいまして議案第15号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決をいたしました。

ここで、部長、次長、課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午後 1時37分)

○委員長 黒川勝好君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時38分)

○委員長 黒川勝好君

次に、議案第11号「蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいですか。

○委員 奥田信宏君

これ新しい資格を定める条例ということなので、今まではどういう基準になっておったんですかね。大体内規とか、大体このくらいでなるよというふうに決めてあったのか、そういう基準がもしあるとするなら、今回のこの資格を定める条例との違いはどの辺にあるんですかね。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今までの基準といいますのは、消防組織法第15条で、消防長及び消防署長の資格は政令で定めるというふうになっておりました。今まで、その政令の基準によって消防長を任命しておったと、そういった現状でございます。

それに伴って平成25年に地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律が制定され、消防組織法が改正をされまして、消防長及び消防署長の資格は国の基準を参酌し、条例で定めるというふうに改正をされたので、このたび条例を制定したものでございます。

○委員 奥田信宏君

それじゃ、大体この今の第2条のこれが大体、今の消防長の第3条これが大体この辺では

これを大体、どこの町村なのか市町村になるのか、大体これを基準として大体決めるということ、例えば、蟹江だけが早いとか、蟹江だけ長いとか、そういう話ではないということですかね。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

ほとんどの市町村は4月1日施行ということで条例を制定されてみえると思います。

○委員 奥田信宏君

意味違う。条件、1年以上というのが2年になっているとか5年になっているとか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

一応、国の基準、資格基準を参酌して条例で定めるというふうになっておりますので、ほとんどの市町村はこの基準に沿った条例で定められてみえると思います。

○副町長 河瀬広幸君

今までおっしゃったとおり、今までのように、そのような形で大体準用しておりまして、今回は改めて条例できちんと定めまして、消防署長の職であった者とか、それから行政のあった者のやり口を定めてやったものでありまして、基本的にはそれを参酌して条例化をきちんと決めたものであります。

○委員長 黒川勝好君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第11号「蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第12号「蟹江町消防団設置条例の全部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

(「ありません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 大原龍彦君

今、消防団192人になるんですが、消防団の平均年齢というのは何歳ですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

全国的には平成25年4月1日現在で39.7歳、蟹江町につきましては27.4歳でございます。

○委員 中村英子君

今度これ5名ふえるという条例改正になっていまして、読んでみますとこの5名はどこかにも書いてあったんですが、本部に5名を補充するというような書き方で、各団には各団の定数がありますけれども、そちらのほうは別にいじらずというか、本部のプラス2名ということによろしかったですかね。まずは。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

はい、そのとおりです。今までですと消防団本部は団長1名、副団長2名の3名で成り立ってみえましたが、そこに5名の団員さんを入れて消防団本部として8名で運用をするという形に新年度からするつもりでございます。

○委員 中村英子君

そうするとこの補充はあくまでも各団とかいうことではなくて、本部か消防署か何かわかりませんが、そちらのほうで募集をかけるというやり方になるんですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

そのとおりでございます。

○委員 中村英子君

非常に消防団になる人は各団でもね、入ってくださる人がなかなか対象者がいなくて、多分苦しい思いを各団もしているわけですけども、この5名というのは、あえて聞きますけれども、女性枠というやつですか。そうではないですか。女性枠というやつじゃないですか、この5名は。何か女性を登用して、何かここに受付をやらしてもらったり、なんちゃらかんちゃらとかいうような、施政方針でしたかね。どこかに書いてある。私は風邪で頭が混乱しているものでちょっと整理されていませんが、これ女性を消防にというようなことがあったんですけれども。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今、おっしゃるとおり5名の増員につきましては女性を採用していく予定でございます。この5名の採用につきましては、今、議員おっしゃられたとおり団員の確保が非常に、全国的にも蟹江町も含めて非常に難しい状況になっております。

そんな中でどういったことをすると団員さんの確保になるかということを検討いたしました。まず、1点目が条例の第5条第1号で、今まで在住者だけを消防団員の対象としておりましたものを在勤者も含めて採用するという形にさせていただきました。

もう1点が5名を増員することですが、この5名につきましては女性を採用することで消防団の活性化が図れるんじゃないかということと、あとは女性ならではのきめ細かさとか思いやりを生かした活動ができて、さらに今の活動より幅広い活動ができるんじゃないかということでふやさせていただいたものでございます。

○委員 中村英子君

これは、5人は女性ということで考えておったのですか。

○町長 横江淳一君

中村委員の質問にお答えいたします。

施政方針演説に述べさせていただきましたとおり、中村委員のお考えのとおり、女性の消防団の枠をふやそうという考えでやりました。これは実は愛知県の大村知事からも、実はそれぞれの市町村長に対して、全部で200万人いた消防団員がもう既に80万人になってしまっている。これからもどんどん目減りをしていく、そして、男女雇用均等法それと男女共同参画の考え方で、吉本副知事もその話をしておみえになりまして、ぜひとも女性の働く、それから活躍する場所ふやしていただきたいというような話し合いの中で、県の町村会の中で非公式ではありますが、それはもう出ました。

ただ、急に女性の枠をふやすと言ってもなかなか難しい状況でして、ちょっとお時間をいただきたいということで思っていたところに、名古屋市消防団の関係者の方から女性消防団ふやすという講座を開いてもらえんかということで、蟹江町で実は開かせていただきました。それに呼応するように女性団員をふやしたらどうだという意見が多くなりまして、来年度、何とか一遍トライを試してみようという考えを今持っております。

これも蟹江町の、かつて蟹江町の消防団には、中村委員にも御承知おきいただいておりますが女性消防団はマックスで6人か7人ぐらいは実はおりました。消防ラップ隊にも在籍をしておりましたし、この地域の、その当時は5分団と言っておりましたが、そこにも1人おまして、それがやっぱり結婚だとか何かで1人抜け、2人抜けしているうちにまたゼロになってしまったという状況であります。

それと、このごろ頻発して起きています地域の火災に関しても、女性の消防団の皆様方のいろいろな心遣いとか等々が非常にいいんじゃないかということも含めて、これからお願いすることがたくさんあるんじゃないかと。ただ、急に各分団で1人と言ってもなかなか集まらないというのを分団長さんから聞いておりますので、まず本部付でしっかりと仕事になれていただき、それぞれの分団でもしも女性団員が入っていただけるような啓発啓蒙をやっていただけることでしたら、これにこしたことはないなということで、今回条例の改正も含めて議員皆様方に条例改正の提案をさせていただいたのが全てでございます。よろしく申し上げます。

○委員 中村英子君

女性がふえて活躍してくださることは大変いいことなので、まあそういうふうに行っていたらいいなと思うんですけども、ちょっと老婆心ながら一言申し上げたいですけども、制服ちゅうのがあるよね、みんな男仕立てになつとるわけ。言っちゃ悪いけれども。それで私も制服の、いいよ私は、まあ1人か2人だから議会は、すごく似合うしね、私なんかあれね、ちゃんと水防服もね。だからまあいいんだけども。これが男仕立てになっておるの、仕立てが。それでね、その何て言うのかな、本当に議会はね、本当に私と林さんくらいで別

に着る機会もないし、そんないいんですけれども、これは職員も、ずっと前に私もものすごい前ですよ、このことも何で女性職員も男仕立てのものを着なきゃいけないのかということと言った覚えがあります。水防服ですよ。水防服とかああいうのもみんな男性仕立て。

それから、町内会長さんは男の人が多いですからね、あれですけれども、副は女の人もある場合あるけれども、大体町内の囑託員は男性の方が多いので、そんなに影響ないかもしれないですけれども、町の女性職員もそうだし、またそうやって新たに女性をしてくださるならね、やっぱりきちんとその人の体に合わせた女性仕立てで、お金はかかるかもしれないけれども、あと制服もね用意してやるということがいいんじゃないかなと思います。

水防服に関しても、大昔にそういうことはいけないということを実時言ったんですけれども、全然改善されなくて、いまだに女性の職員も男性仕立てのものを全部宛てがわれているということ考えると、経費の削減もいいけれども、やっぱりその辺のところはちょっとね、考えて似合うように、せっかく女性が来てくださったなら、男物着なさいではなくて、対応をちゃんとしてやったほうがいいかなとそういうふうに思いますので、あらかじめ申し上げておきます。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

制服の件、服装の件でございますが、女性消防団員の女性用のちゃんとした服装というものはございます。日本消防協会の助成事業ということで、今、全国的に女性の団員さんをふやすということで、選択制になるんですけれども、制服か活動服どちらか無料で交付していただけるということになっておりますのでどちらかを申請して、町の予算で買えないほうをつくるという予定をしております。

○委員 中村英子君

そういうことで、男社会にはめ込まないようなことを制服その他で考えてもらいたい。

○委員 大原龍彦君

海部郡にも大治多少女性消防団あるじゃないですか。なかった。ケーブルテレビで少し見た、津島と大治かなんか、ありますね。

(「大治はある」の声あり)

ケーブルテレビで少し見た。あのご婦人の方、女性団員はまああれでしょ。どういうような方が消防団に入ってくる。年齢的にはやっぱり年配か。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今、愛知県内で女性の団員さんがお見えになるところが21市町村になっております。今、私のほうの資料でございますが、海部、津島の中では津島市だけしかなくなっておりませんので、ひょっとしたら婦人防火クラブかもしれません。

(発言する声あり)

○委員長 黒川勝好君

ほかにごぞいますか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町消防団設置条例の全部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第14号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はごぞいますか。

(「ごぞいません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

よろしいですか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第16号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ありますか。

(「ごぞいません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

議案第16号です。

よろしいですか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託をされておりました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては私にご一任願います。

これで、防災建設常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 1時58分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 黒川 勝好